

第4次上郡町障がい者計画・  
第7期上郡町障がい福祉計画及び  
第3期上郡町障がい児福祉計画

令和6年3月

上郡町



## ごあいさつ

平素より町の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、家族形態の変化等に伴い、ニーズも多様化しています。そのような状況の中、国においては、障がいのある人への自立支援や地域生活移行に向けた様々な支援、共生社会の実現をめざす障害福祉サービスの拡充や各種支援体制の強化等の取組が進められています。



このたび、国や県の動向をはじめ、町における各種施策の実施状況や住民ニーズを踏まえ、必要なサービスの提供体制と障がい福祉にかかわる施策を定めた「第4次上郡町障がい者計画・第7期上郡町障がい福祉計画及び第3期上郡町障がい児福祉計画」を策定しました。

そして、「障がいの有無にかかわらず 互いの立場を理解し尊重できる 共生社会の実現」という基本理念のもとに、障がいのある人の権利と尊厳が守られるとともに、関係機関や関係団体と連携して、だれもが個性や能力を發揮できる社会の実現をめざします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査の実施にご協力いただきました町民の方々、関係団体の皆様並びに貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心からお礼申し上げますとともに、この計画が、障がいのある人だけでなく、すべての人々が安心して暮らしていただける共生社会の実現につながりますことを祈念いたしまして、私のご挨拶といたします。

令和6年3月

上郡町長 梅田 修作



# 目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	3
3. 国の基本計画について	5
4. 計画の位置付け	7
5. 計画の期間	8
6. 障がいのある人の定義	8
第2章 上郡町の現状	9
1. 人口の推移	9
2. 障がいのある人を取り巻く状況	10
3. 障害福祉サービス利用者の状況	15
4. アンケート結果による住民意識	16
第2部 第4次上郡町障がい者計画	29
第1章 計画の基本方針	31
1. 基本理念	31
2. 基本目標	32
3. 施策体系	34
第2章 施策の展開	36
基本目標1 障がいに対する理解と交流の促進	36
基本目標2 自立生活の支援	38
基本目標3 保健・医療体制の確保	42
基本目標4 障がいのある子どもの支援体制づくり	43
基本目標5 共に支え合うまちづくり	45
第3部 第7期上郡町障がい福祉計画・第3期上郡町障がい児福祉計画	47
第1章 国の基本指針とサービス体系	49
1. 国の基本指針	49
2. 障害福祉サービス等の体系	50
第2章 基本指針に基づく目標値	51
1. 成果目標及び目標値	51
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	51
(2) 地域生活支援の充実	52
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	53
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	54
(5) 相談支援体制の充実・強化等	56
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	56

第3章 障害福祉サービス等の見込量について .....	57
1. 障害福祉サービスの実績及び見込量 .....	57
(1) 訪問系サービス .....	57
(2) 日中活動系サービス .....	59
(3) 居住系サービス .....	61
(4) 相談支援 .....	62
(5) 発達障がいのある人等に対する支援 .....	63
(6) 精神障がいのある人に対する支援体制 .....	65
(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組 .....	68
(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 .....	71
2. 地域生活支援事業の実績及び見込量 .....	73
(1) 必須事業 .....	74
(2) 任意事業 .....	80
第4章 障がい児福祉サービスの見込量について .....	81
1. 障がい児福祉サービスの実績及び見込量 .....	81
(1) 障害児通所支援 .....	81
(2) 障害児相談支援 .....	83
第5章 計画の推進のために .....	84
1. 計画の推進体制 .....	84
2. 計画の評価・検証 .....	84
資料 .....	85
1. 計画策定委員会設置要綱 .....	85
2. 計画の策定経過 .....	87
3. 上郡町障がい者計画・障がい（児）福祉計画策定委員会 委員名簿 .....	88
4. 用語の説明 .....	89

※ 本計画においては、法律及び法令に基づく用語、固有名詞については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。

また、見やすさや読みやすさに配慮して、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

# 第1部 総論



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

国において平成23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止(社会的障壁の除去)等の基本原則が規定されました。障がいのある人の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

本町では、平成30(2018)年3月に「第3次上郡町障がい者計画」、令和3(2021)年3月に「第6期上郡町障がい福祉計画・第2期上郡町障がい児福祉計画」を策定し、さまざまな障がい者施策を展開してきました。

近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和6(2024)年度を始期とする「第4次上郡町障がい者計画・第7期上郡町障がい福祉計画及び第3期上郡町障がい児福祉計画」を策定します。

## 2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国においては、平成18(2006)年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成25(2013)年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

さらに、平成24(2012)年10月には「障害者虐待防止法」、平成28(2016)年4月には「障害者差別解消法」、同年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成28(2016)年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30(2018)年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括

ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

### 《障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（4月1日） バリアフリー法の施行（12月20日）
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者虐待防止法の施行（10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の発効（2月19日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（1月1日）
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 成年後見制度利用促進法の施行（5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6月13日）
令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）

### 3. 国の基本計画について

#### (1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：2023～2027年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置づけています。本町においても国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に向けた取組に努めることとします。

#### 障害者基本計画（第5次）の概要

##### 《基本理念》

障がいの有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

##### 《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

##### 《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

##### 《各分野における障がい者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

## (2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

### ■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

### ■各分野における障がい者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示棟等の推進
- ◎地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

## 4. 計画の位置付け

### ○ 上郡町障がい者計画【6か年計画】

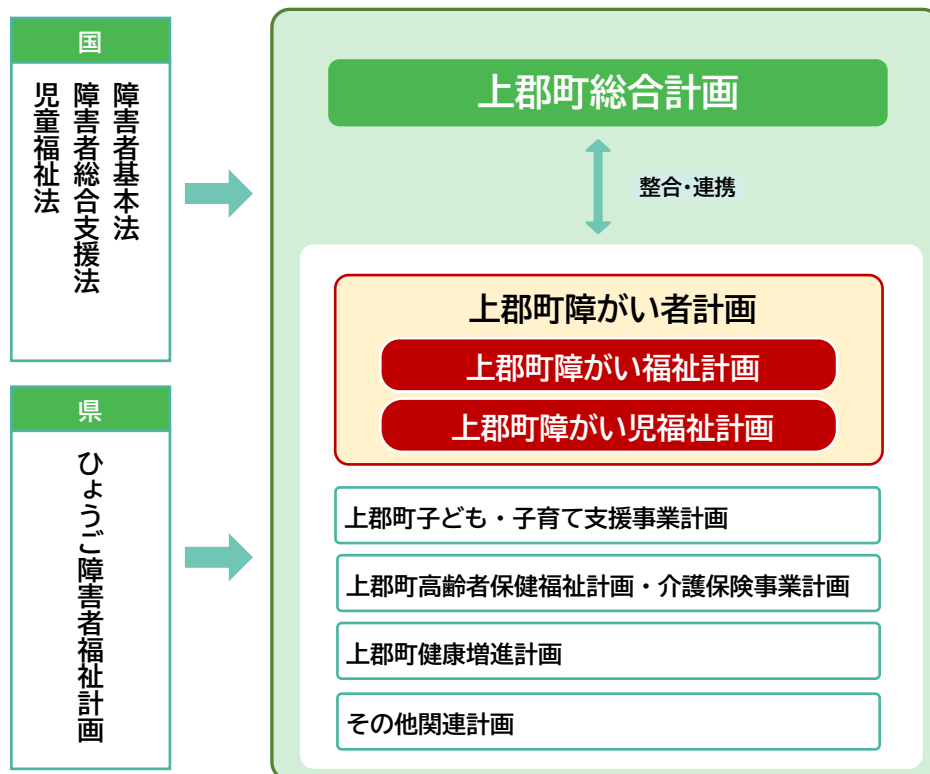
本町で言う「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

### ○ 上郡町障がい福祉計画【3か年計画】

本町で言う「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

### ○ 上郡町障がい児福祉計画【3か年計画】

本町で言う「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



## 5. 計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合計画	第5次総合計画		第6次総合計画			
障害者計画	第4次障がい者計画					
障害福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画	第3期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期計画			第10期計画		

## 6. 障がいのある人の定義

本計画では、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を「障がいのある人」と定義します。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者です。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

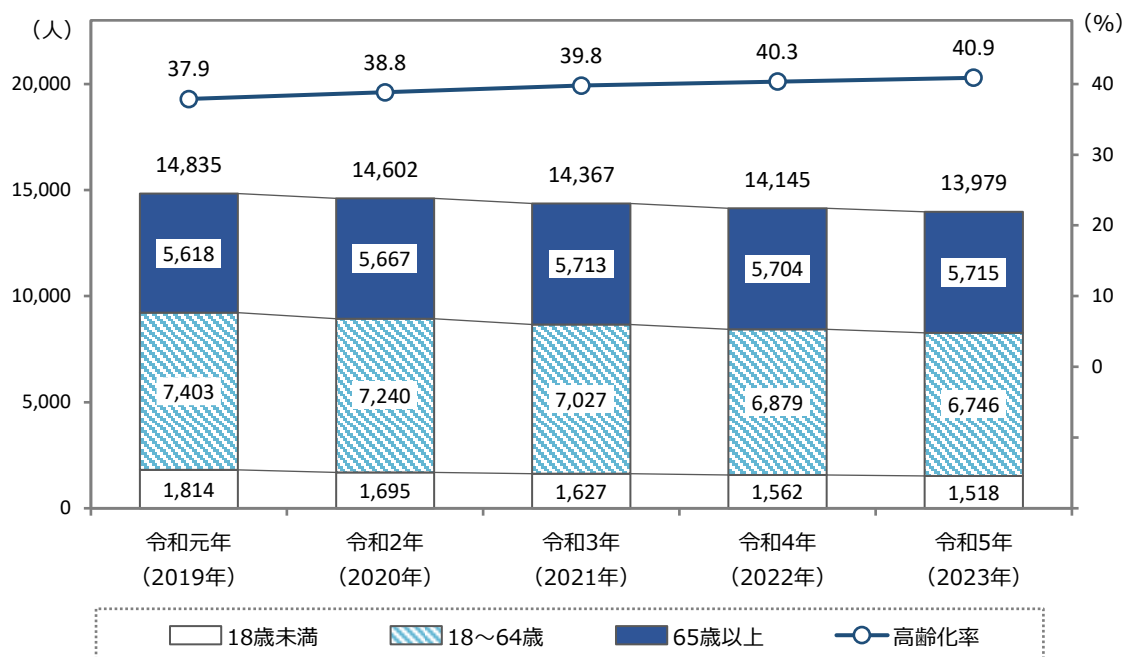
## 第2章 上郡町の現状

### 1. 人口の推移

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和5年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は5,715人、高齢化率は40.9%となっています。

#### ◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



資料：上郡町（各年10月1日現在）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	人	1,814	1,695	1,627	1,562	1,518
18～64歳	人	7,403	7,240	7,027	6,879	6,746
65歳以上	人	5,618	5,667	5,713	5,704	5,715
合計	人	14,835	14,602	14,367	14,145	13,979
高齢化率	%	37.9	38.8	39.8	40.3	40.9

資料：上郡町（各年10月1日現在）

## 2. 障がいのある人を取り巻く状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

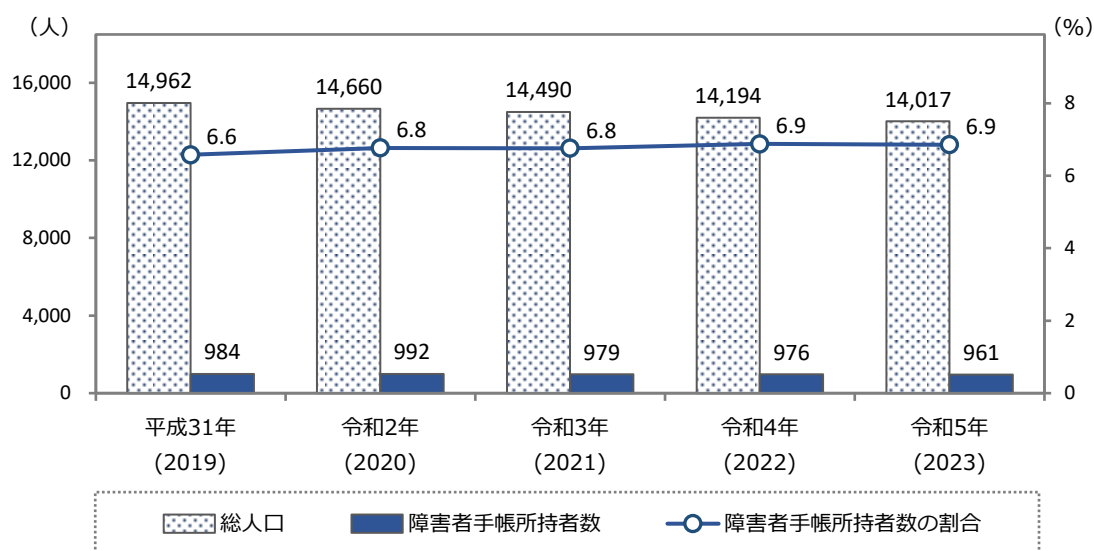
令和5年3月31日現在、障害者手帳所持者数は、961人となっており、人口（令和5年3月31日時点）の6.9%となっています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者が699人、療育手帳所持者が165人、精神障害者保健福祉手帳所持者が97人となっています。

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人	14,962	14,660	14,490	14,194	14,017
身体障害者手帳	人	731	725	720	710	699
	割合	4.9%	4.9%	5.0%	5.0%	5.0%
療育手帳	人	163	168	169	168	165
	割合	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
精神障害者保健福祉手帳	人	90	99	90	98	97
	割合	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%
3障がい合計	人	984	992	979	976	961
	割合	6.6%	6.8%	6.8%	6.9%	6.9%

資料：上郡町（各年3月31日現在）

#### ◆総人口と障害者手帳所持者数の推移◆

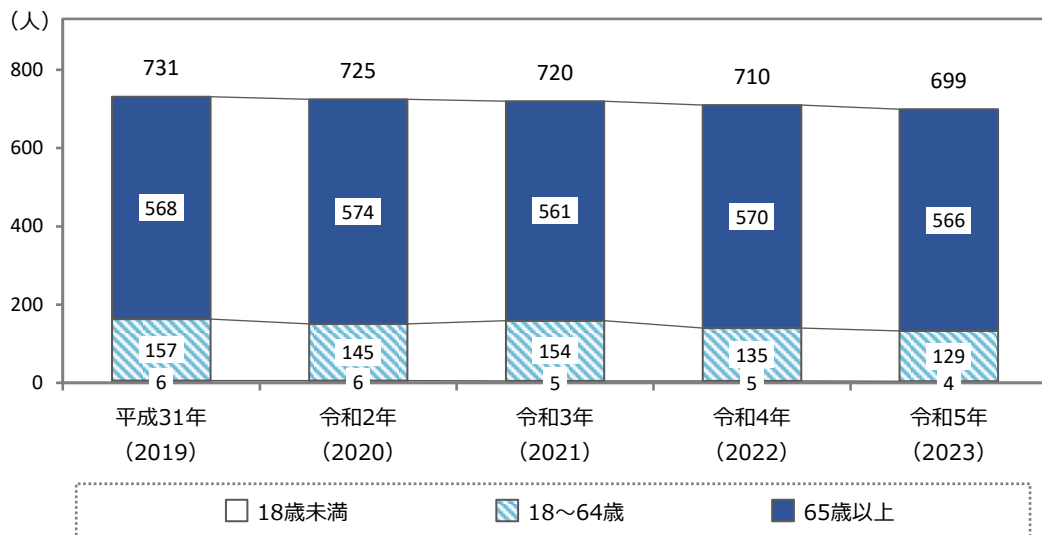


資料：上郡町（各年3月31日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は「65歳以上」が566人(81.0%)と最も多く、次いで、「18～64歳」が129人(18.5%)、「18歳未満」が4人(0.6%)となっています。

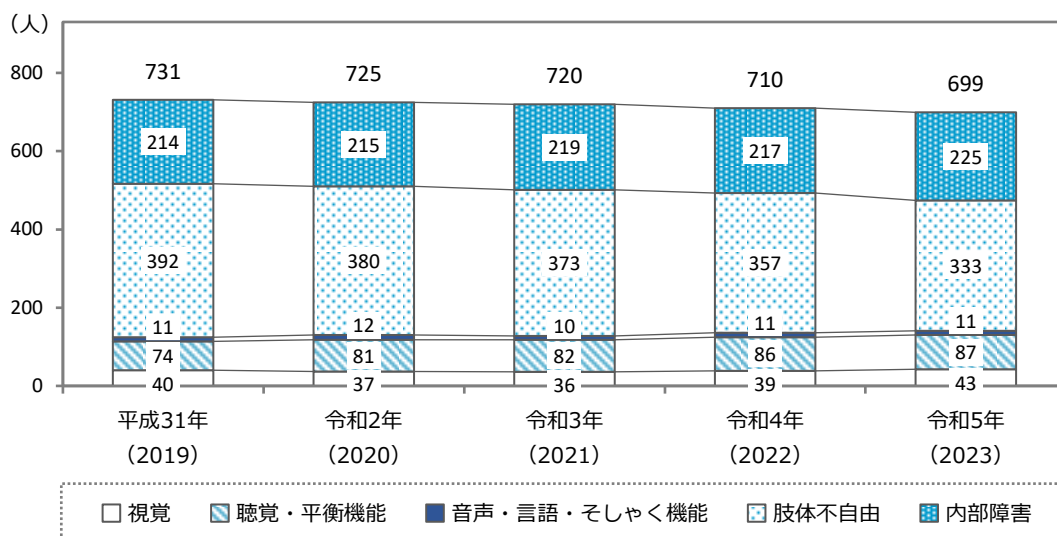
◆年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移◆



資料：上郡町（各年3月31日現在）

部位別では、令和5年3月31日現在、「肢体不自由」が333人(47.6%)と最も高く、次いで「内部障害」が225人(32.2%)、「聴覚・平衡機能」が87人(12.4%)となっています。

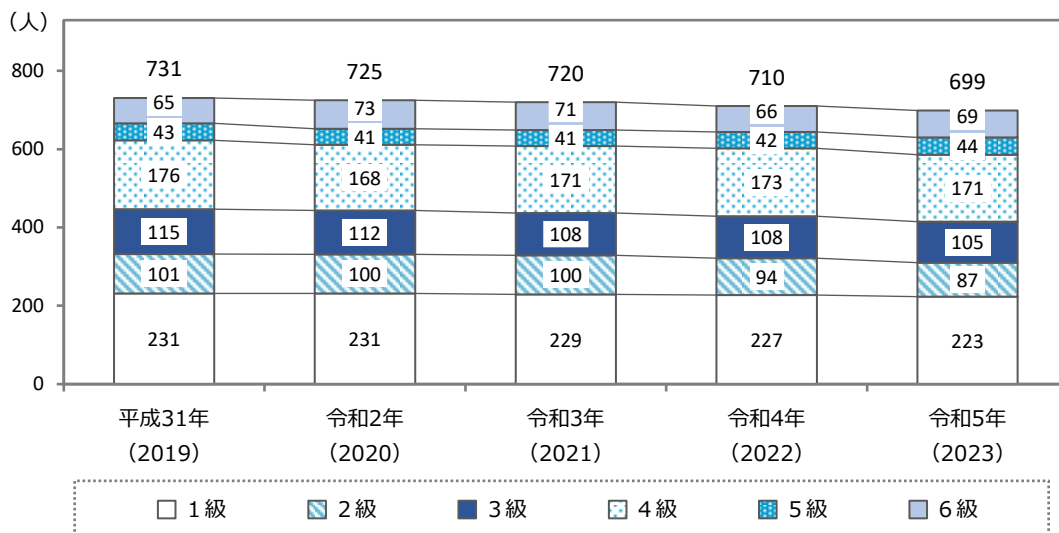
◆部位別身体障害者手帳所持者の推移◆



資料：上郡町（各年3月31日現在）

等級別では、令和5年3月31日現在、「1級」が223人（31.9%）と最も高く、次いで「4級」が171人（24.5%）、「3級」が105人（15.0%）となっています。

◆等級別身体障害者手帳所持者の推移◆

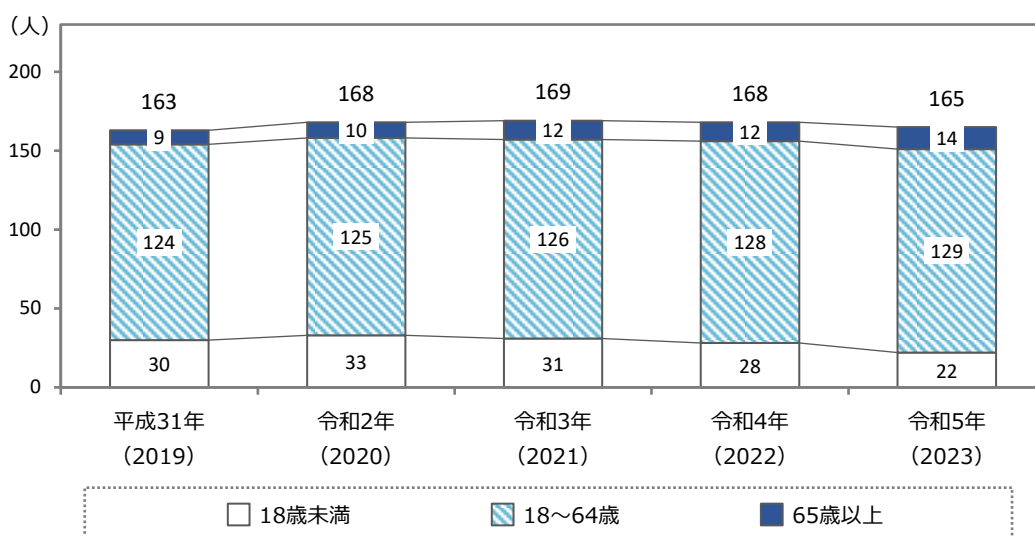


資料：上郡町（各年3月31日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、療育手帳所持者は「18～64歳」が129人（78.2%）と最も多く、次いで、「18歳未満」が22人（13.3%）、「65歳以上」が14人（8.5%）となっています。

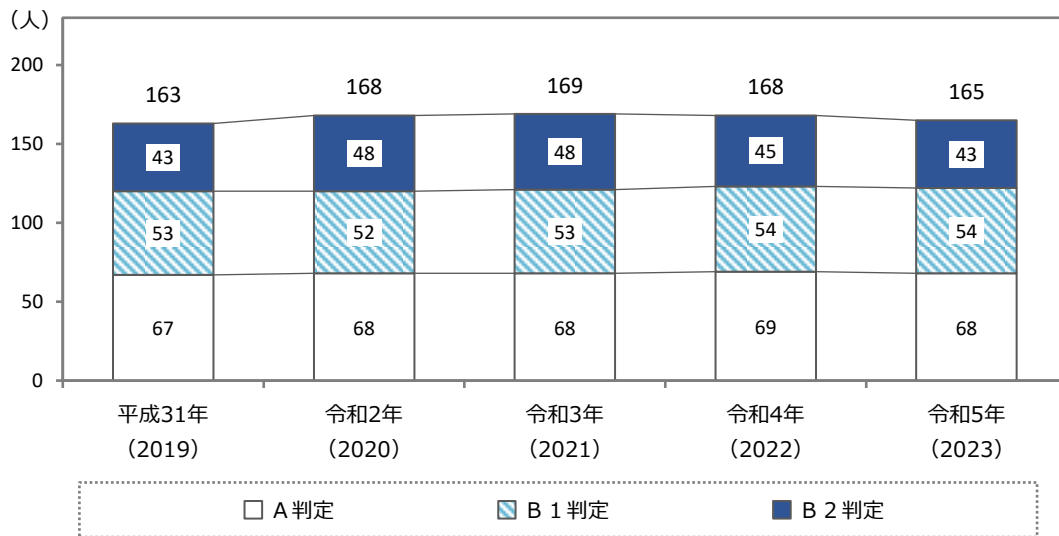
◆年齢階層別療育手帳所持者の推移◆



資料：上郡町（各年3月31日現在）

等級別では、令和5年3月31日現在、「A判定」が68人（41.2%）と最も高く、次いで「B1判定」が54人（32.7%）、「B2判定」が43人（26.1%）となっています。

◆等級別療育手帳所持者の推移◆

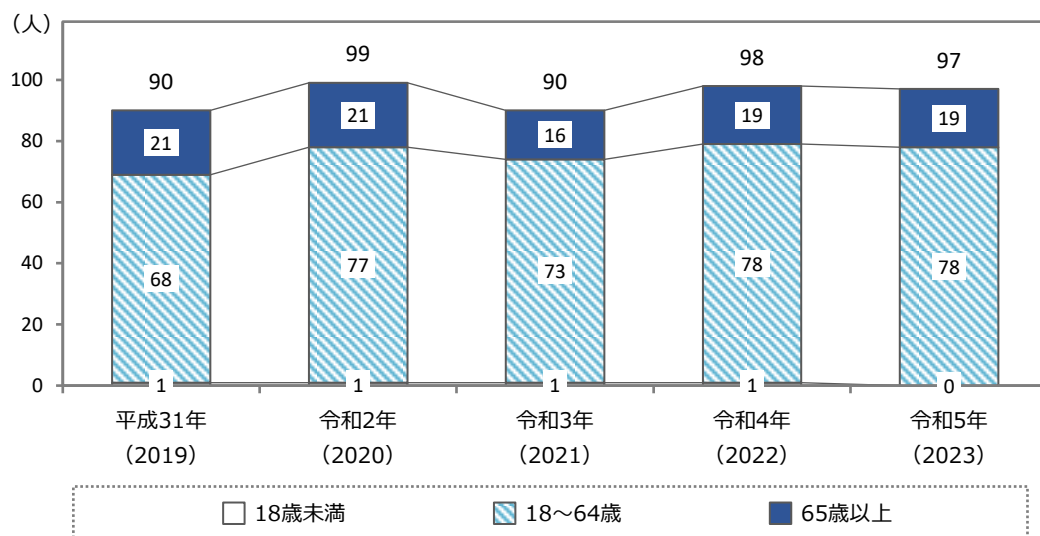


資料：上郡町（各年3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は「18～64歳」が78人（80.4%）と最も多く、次いで、「65歳以上」が19人（19.6%）、「18歳未満」が0人（0.0%）となっています。

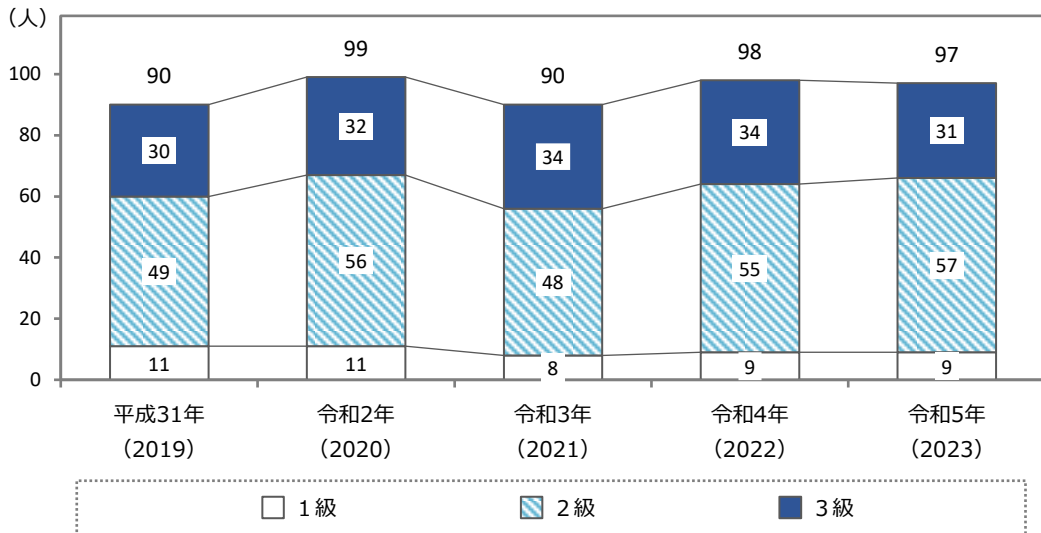
◆年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆



資料：上郡町（各年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、令和5年3月31日現在、「2級」が57人(58.8%)と最も高く、次いで「3級」が31人(32.0%)、「1級」が9人(9.3%)となっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆

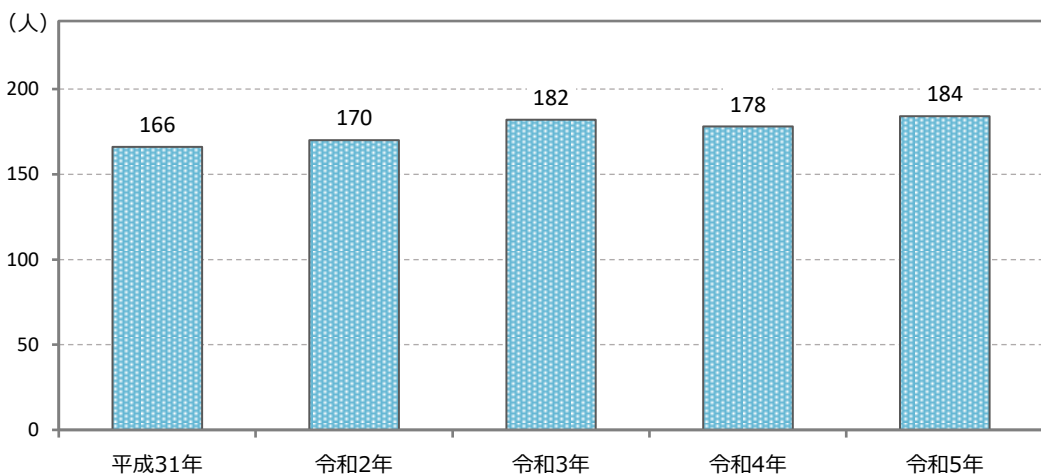


資料：上郡町（各年3月31日現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

令和5年3月31日現在、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は184人で、近年は増加傾向にあります。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移◆



資料：上郡町（各年3月31日現在）

### 3. 障害福祉サービス利用者の状況

#### (1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。

障害支援区分		単位	実績		実績見込	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
低い ↑ 支援の 必要度 ↓ 高い	区分1	人	2	1	1	2	1	1
	区分2	人	3	12	6	3	12	6
	区分3	人	10	9	10	10	9	10
	区分4	人	12	5	7	12	5	7
	区分5	人	16	4	6	16	4	6
	区分6	人	13	7	11	13	7	11
合計		人	56	38	41	56	38	41

#### (2) 障害福祉サービス支給決定者

項目	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	129	142	145	150	150	150

#### (3) 地域生活支援事業支給決定者

項目	単位	実績		実績見込	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	35	37	35	36	36	36

## 4. アンケート結果による住民意識

本計画を策定するにあたり、障害福祉サービスの利用実態や障がいに関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的としてアンケートを実施しました。以下に結果概要を示します。

### 【18歳以上の方を対象としたアンケート結果】

◆調査期間：令和5年6月23日～7月7日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	500票	273票	54.6%

#### (1) 属性

##### ① 年齢

年齢は、「65歳以上」が42.8%と最も高く、次いで、「50～64歳」(27.1%)、「30～49歳」(19.8%)の順となっています。

##### ② 介助者

介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が44.2%と最も高く、次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」(28.8%)、「配偶者(夫または妻)」(25.6%)の順となっています。

#### (2) 障がいの状況について

##### ① 調査対象者のプロフィール

273人のうち、身体障がいのある人が190人、知的障がいのある人が75人、精神障がいのある人が54人、また、重複障がいのある人が49人となっています。

また、難病のみは1人、発達障がいのみは0人となっています。

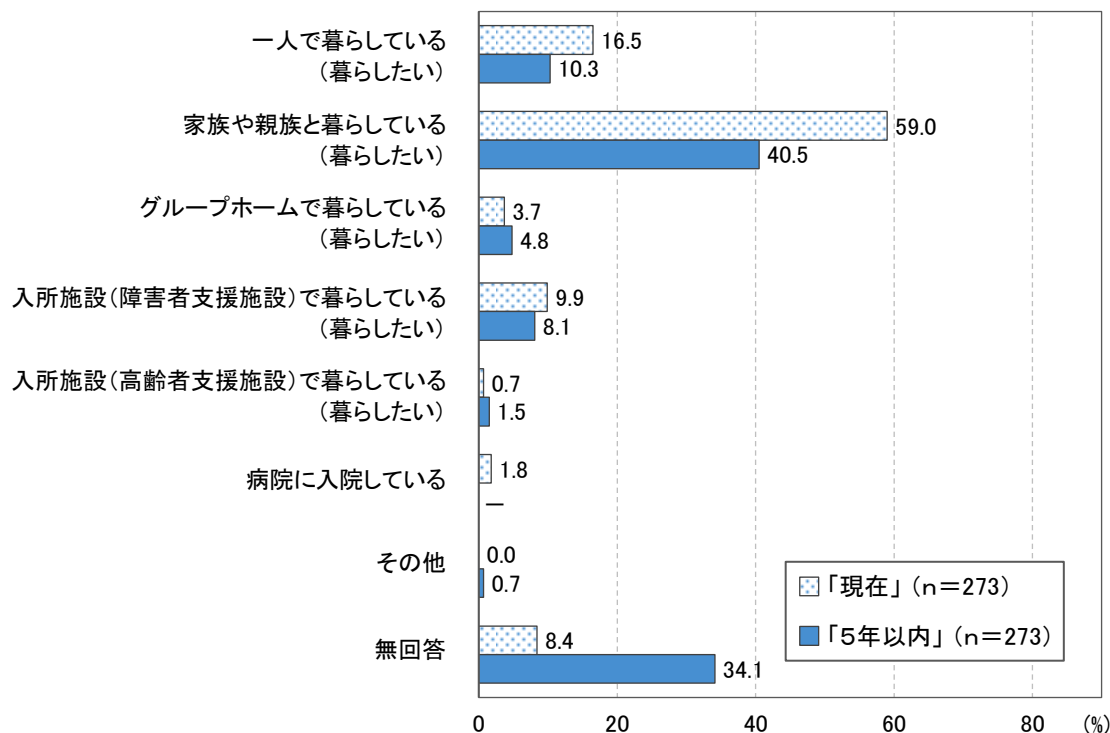
##### ② 現在受けている医療的ケア

現在受けている医療的ケアは、「服薬管理」が27.8%と最も高く、次いで、「透析(人工透析・腹膜透析)」(6.2%)、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」(1.5%)の順となっています。

### (3) 住まいや暮らしについて

#### ① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も高くなっています。



#### ② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が 49.8%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(38.5%)、「相談対応などの充実」(35.9%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「住まいや暮らし」に関するポイント

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになると無回答の割合が高まっており、これから先のことについて想定しきれていない人の割合が高いことが分かります。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、在宅サービスの充実、相談対応が上位に挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

#### (4) 日中活動や就労について

##### ① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」が30.6%と最も高く、次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」(22.7%)、「外出にお金がかかる」(20.2%)の順となっています。

##### ② 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が49.8%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」(40.3%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(38.1%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「日中活動や就労」に関するポイント

- ・外出したとき困ることについて、困ったときや突然の身体の変化等の対応や公共交通機関の少なさが上位に来ています。障がいのある人が地域の中で生活できるよう、障がいのある人への町民の理解を深めて困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場における理解、通勤手段の確保、勤務への配慮等の割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいのある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

#### (5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「計画相談支援」が16.8%と最も高く、次いで、「就労継続支援（B型）」(12.1%)、「生活介護」(9.9%)の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「計画相談支援」が28.6%と最も高く、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」(20.5%)、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」(20.1%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「障害福祉サービス等の利用」に関するポイント

- ・現状のサービスの利用状況は高いとは言えない状況ですが、今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズはかなり見受けられます。障がいのある人が必要ときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求められます。

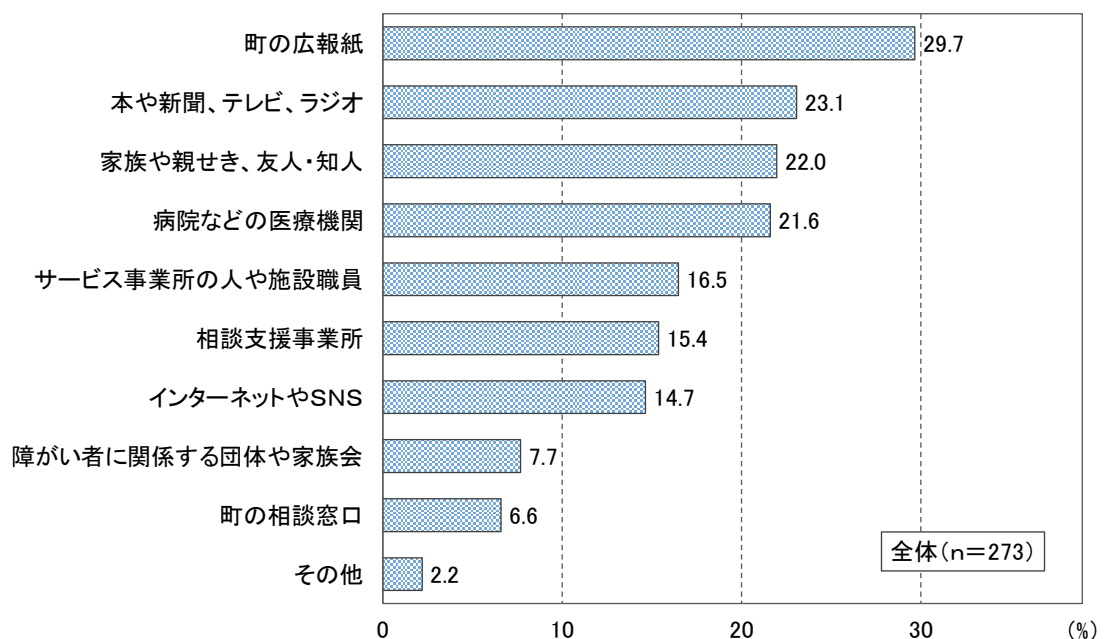
## (6) 相談相手や情報の入手について

### ① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が66.3%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」(23.8%)、「友人」・「施設の職員など」(22.3%で同率)の順となっています。

### ② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「町の広報紙」が29.7%と最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」(23.1%)、「家族や親せき、友人・知人」(22.0%)の順となっています。



### ◆調査結果から見える「相談相手や情報の入手」に関するポイント

- ・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、かかりつけの医師や看護師、友人の割合が高くなっています。一方、町の相談窓口については5.5%とそれほど高いとは言えません。町として、障がいのある人の状態やニーズに対応した相談支援体制と窓口職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、町の広報誌が最も高く、インターネットやSNSの割合は7番目にとどまっています。また、介助者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な人も多いと推測されます。したがって、町のホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である町の広報誌等の情報提供の充実が求められます。

## (7) 権利擁護について

### ① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が49.1%と最も高く、次いで、「ある」(21.2%)、「少しある」(20.9%)の順となっています。

### ② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が32.2%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.2%)、「名前も内容も知っている」(27.5%)の順となっています。

## ◆調査結果から見える「権利擁護」に関するポイント

- ・差別や嫌な思いをした経験について、“ある+少しある”の割合は42.1%と10人に4人以上が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、町民の意識向上を図る必要があります。
- ・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は27.5%と約4人に1人とどまっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

## (8) 災害時の避難について

### ① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が38.1%、「できない」が33.0%、「わからない」が24.9%となっています。

### ② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が43.6%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(39.2%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(37.7%)の順となっています。

## ◆調査結果から見える「災害時の避難」に関するポイント

- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は57.9%と2人に1人以上となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境への不安、投薬や治療が受けられないこと、スムーズに避難できないことが挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。

## (9) 虐待について

### ① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が10.3%、「ない」が79.1%となっています。

### ② (虐待を受けたことがある方) それはどのような内容か

虐待の内容については、「言葉など心理的な虐待」が82.1%と最も高く、次いで、「暴力など身体的な虐待」(35.7%)、「年金など自身のお金の流用」(7.1%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「虐待」に関するポイント

・虐待について、を受けた経験がある割合が10.3%と約10人に1人となっています。また、その内容として、心理的、身体的な虐待の割合が高くなっていますが、資産の流用や性的な虐待、ネグレクト等、様々な虐待も見られることから、相談支援体制の充実と適切な支援につながる体制づくり等による早期発見・早期対応が求められます。

## (10) 身近な介助者の亡き後について

### ① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が62.0%、「考えたことはない」が25.0%となっています。

### ② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が86.6%と最も高く、次いで、「金銭や財産の管理」(67.2%)、「住まいのこと」(65.7%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「身近な介助者の亡き後」に関するポイント

・いわゆる「親亡き後」の問題については、将来を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりや、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支援を行っていく必要があります。

## (11) 町の施策について

### ① 町の障がい福祉の取組についての満足度

町の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が55.9%と最も高く、次いで、「やや不満」(12.5%)、「やや満足」(11.4%)の順となっています。

### ② 障がい福祉に関して優先すべき町の施策

障がい福祉に関して優先すべき町の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が58.6%と最も高く、次いで、「医療的ケアが必要な障がい者(児)への支援」(42.1%)、「障がい者(児)の就労や就労定着の支援」(39.2%)の順となっています。

### ◆調査結果から見える「町の施策」に関するポイント

・町の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は15.1%、“やや不満+非常に不満”は20.2%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や医療的ケアに関する支援、就労に関する支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

## 【18歳未満の方を対象としたアンケート結果】

### ◆調査期間：令和5年6月23日～7月7日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	22票	7票	31.8%

## (1) 属性

### ① 年齢

年齢は、「0～6歳」が14.3%、「7～17歳」が57.1%となっています。

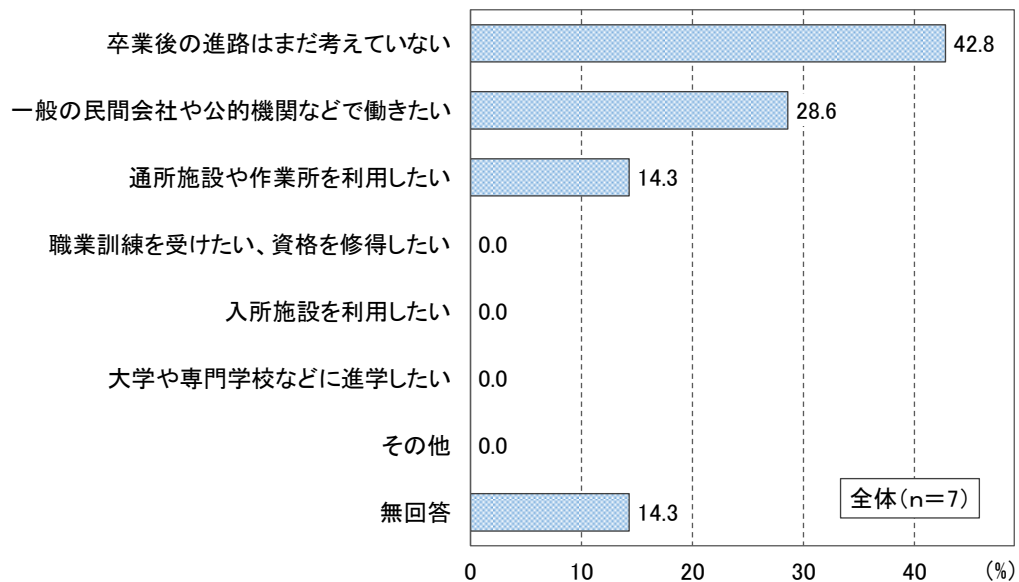
### ② 介助者

介助してくれる方は、「父母」が100.0%と最も高く、次いで、「祖父・祖母」(33.3%)、「兄弟姉妹」・「ホームヘルパーや施設の職員」(16.7%で同率)の順となっています。

## (2) 将来の暮らしについて

### ① 学校等の卒業後の進路

「卒業後の進路はまだ考えていない」が42.8%と最も高く、次いで、「一般の民間会社や公的機関などで働きたい」(28.6%)、「通所施設や作業所を利用したい」(14.3%)の順となっています。



### ② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「コミュニケーションについての支援」が同率の71.4%で最も高く、次いで、「経済的な負担の軽減」(57.1%)の順となっています。

### ◆調査結果から見える「将来の暮らし」に関するポイント ※18歳未満

- ・学校等の卒業後の進路や将来の暮らしについて、まだ考えていない人の割合が4割強となっており、これから先のことについて想定しきれていない方の割合が高くなっています。障がいの状態に応じて自己実現に向かえるよう、ライフステージに応じた適切な情報提供や相談支援が必要とされます。
- ・地域で生活するために必要な支援について、在宅サービスの利用、コミュニケーション支援、経済的な負担軽減が上位に挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービスやコミュニケーションをサポートする体制等の充実に努める必要があります。

### (3) 日中活動について

#### ① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が 85.7%と最も高く、次いで、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」・「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」(57.1%で同率)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「日中活動」に関するポイント ※18歳未満

・外出したとき困ることについて、困ったときの対応や公共交通機関の少なさ等が上位にきています。障がいのある人が地域の中で生活できるよう、障がいのある人への町民の理解を深めて困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。

### (4) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」・「保育所等訪問支援」・「障害児相談支援」が 28.6%となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「障害児相談支援」が 71.4%と最も高く、次いで、「放課後等デイサービス」(57.1%)、「児童発達支援」(42.8%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「障害福祉サービス等の利用」に関するポイント

※18歳未満

・現状のサービスの利用状況では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用が見られます。また、今後利用したいサービスの結果から、利用しているサービス以外のサービスにも利用ニーズが見られることから、障がいのある人が必要ときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保に努める必要があります。

## (5) 相談相手や情報の入手について

### ① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」と「保育所、幼稚園、学校の先生」が同率の71.4%で最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」(42.9%)の順となっています。

### ② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「保育所、幼稚園、学校の先生」が57.1%と最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」・「インターネットやSNS」・「家族や親せき、友人・知人」・「障がいのある人に関する団体や家族会」・「サービス事業所の人や施設職員」・「相談支援事業所」(28.6%で同率)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「相談相手や情報の入手」に関するポイント ※18歳未満

- ・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、保育所、幼稚園、学校の先生、かかりつけの医師や看護師の割合が高くなっています。一方、町の相談窓口については0.0%となっていることから、町として、障がいのある人の状態やニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、保育所、幼稚園、学校の先生が最も高く、マスメディアやインターネット・SNS、家族や親せき等も割合が高くなっています。18歳以上のアンケートと比べて、インターネット・SNSの方が広報紙より割合が高くなっていること等、町の情報発信のあり方について、これらの点を踏まえた対応が求められます。

## (6) 権利擁護について

### ① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ある」が71.4%、「少しある」が28.6%となっています。

#### ◆調査結果から見える「権利擁護」に関するポイント ※18歳未満

- ・差別や嫌な思いをした経験について、“ある+少しある”の割合は100%で全員が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、町民の意識向上を図る必要があります。

## (7) 災害時の避難等について

### ① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が14.3%、「できない」が28.6%、「わからない」が57.1%となっています。

### ② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「安全な場所までスムーズに避難できない」が85.7%と最も高く、次いで、「救助を求めることができない」(71.4%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(57.1%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「災害時の避難等」に関するポイント ※18歳未満

- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は85.7%となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、スムーズに避難できないこと、救助を求められない、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、これらを踏まえた避難支援体制のあり方について検討を進める必要があります。

## (8) 町の施策について

### ① 町の障がい福祉の取組についての満足度

町の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が71.4%と最も高く、次いで、「やや満足」・「非常に不満」(14.3%で同率)の順となっています。

### ② 障がい福祉に関して優先すべき町の施策

障がい福祉に関して優先すべき町の施策について、「障がい児(者)の就労や就労定着の支援」が71.4%と最も高く、次いで、「発達障がい児(者)への支援」(57.1%)、「地域における相談・支援体制の充実」(42.9%)の順となっています。

#### ◆調査結果から見える「町の施策」に関するポイント ※18歳未満

- ・優先すべき施策では、就労に関する支援、発達障がいへの支援、地域における相談・支援体制を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

## (9) 主にお子さまの養育（支援）を行っている方が感じていること

### ①お子さまを養育していることで、不安（または負担）に感じていること

不安（または負担）に感じていることについて、「進学や就職への不安」が100.0%と最も高く、次いで、「将来の自立生活への不安」（71.4%）、「社会全体の理解不足」・「災害や家族の急病などの緊急事態発生への不安」（57.1%で同率）の順となっています。

### ◆調査結果から見える「養育者の不安や負担」に関するポイント ※18歳未満

・子どもに対する不安や負担等について、進学や就職、将来の自立生活の割合が高くなっており、社会全体の理解不足や緊急時の不安も割合が高くなっています。身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制のもとに、介助者の不安や負担等を和らげられ、障がいのある人が個性や能力を發揮できる社会の実現に向けて取組を進める必要があります。



## 第2部 第4次上郡町障がい者計画



# 第1章 計画の基本方針

## 1. 基本理念

### ◆本計画の基本理念◆

#### 障がいの有無にかかわらず 互いの立場を理解し尊重できる 共生社会の実現

前期計画では、障がいのある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）と医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）の考え方にに基づき、障がい福祉施策の充実に向けた取組を進めてきました。

本計画ではノーマライゼーションとリハビリテーションに加えて、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障がいのある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現をめざすため、新たに基本理念を設定して計画を推進します。

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支え合う社会の実現をめざします。また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、合理的配慮に関する普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と障がいのある人だけでなく、事業者や地域住民、各種団体等、さまざまな主体の参画により取組を進めることとします。

## 2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成のための施策を展開します。

### 基本目標1 障がいに対する理解と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う社会(共生社会)を実現するためには、地域で共に暮らす町民が、さまざまな障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが不可欠です。そのため、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」等の関係法令に関する広報・啓発の充実や、地域や学校における福祉教育の取組による意識の醸成を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ・レクリエーション、文化活動等の機会提供や、障がいのある人に対するボランティア活動への支援にも努めます。

### 基本目標2 自立生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。そのため、情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実、経済的支援、意思決定支援、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労支援が重要です。障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人はできる限り一般就労に就けるよう、また一般就労が困難な人は福祉的就労の場で活躍できるよう、関係機関と連携して取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

### 基本目標3 保健・医療体制の確保

障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期対応に努めるとともに、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わるさまざまな関係機関との連携を強化することで、保健・医療体制の確保を図ります。

### 基本目標4 障がいのある子どもの支援体制づくり

障がいのある子どもとその保護者等のニーズや多様な生活課題に応じた相談支援体制の強化や療育体制の充実を推進します。また、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて必要とする教育・療育等の充実に取り組み、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるように支援します。

## 基本目標5 共に支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が利用しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、共に支え合う地域社会の構築を目指します。

また、障がいのある人や高齢者等、配慮が必要な人も安心して地域で暮らし続けられるよう、移動手段や災害時の支援体制の整備に取り組みます。

### 3. 施策体系

◆計画の基本理念◆

**障がいの有無にかかわらず  
互いの立場を理解し尊重できる 共生社会の実現**

基本目標	施策項目	施策の方向
1 障がいに対する理解と 交流の促進	(1) 差別のない社会づくり	① 障がいを理由とする差別の解消
	(2) 障がいに対する理解促進	① 理解促進のための啓発
		② 福祉教育の推進
	(3) 社会参加と交流の促進	① 参画と協働の取組
		② スポーツ・文化活動を通じた交流の促進
③ 当事者団体等への支援		
(4) ボランティア活動の促進	④ 選挙等における配慮	
2 自立生活の支援	(1) 相談・情報提供体制への取組	① 総合的な相談体制の整備
		② 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築
		③ 障がい者相談員活動
		④ 情報内容及び提供方法の充実
		⑤ コミュニケーション手段の確保
	(2) 福祉サービスの提供	① 障害福祉サービス等の充実
		② 障害福祉サービスの質の確保・向上
		③ 介護保険制度等との調整
	(3) 経済的支援	① 年金・各種手当等
		② 日常生活用具購入費等の助成
		③ 医療費等の負担軽減
		④ 公共料金や公共交通機関運賃等の割引の周知
	(4) 就労支援	① 一般就労に向けた支援
		② 福祉的就労の支援
	(5) 権利擁護の推進	① 権利擁護事業及び成年後見制度の推進
		② 障がい者虐待防止の取組

基本目標	施策項目	施策の方向
3 保健・医療体制 の確保	(1) 保健・医療体制等	① 疾病の予防
		② 母子保健事業の継続
		③ 身体機能維持対策の推進
		④ 難病保健・福祉対策の推進
		⑤ 医療体制の充実
4 障がいのある 子どもの支援体制づくり	(1) 療育の推進	① 療育事業の推進
		② 保育体制の整備
	(2) 特別支援教育等の推進	① 関係機関との連携強化
		② 施設・設備の改修の促進
	(3) 障がい児福祉サービスの推進	① 障害児通所支援事業の推進
		② 医療的ケア児への対応
5 共に支え合う まちづくり	(1) 福祉のまちづくりの推進	① ユニバーサル社会づくりの推進
		② 障がい者マークの普及啓発
	(2) 移動手段の整備	① 外出支援の促進
		(3) 災害時の支援体制の整備
	② 避難所の整備	
	(4) 防犯対策の推進	① 防犯対策の推進

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 障がいに対する理解と交流の促進

#### (1) 差別のない社会づくり

##### 【施策内容】

##### ① 障がいを理由とする差別の解消

- ◆障害者差別解消法に基づく「合理的配慮<sup>※1</sup>の提供」、「不当な差別的取扱い<sup>※2</sup>の禁止」等について、町職員及び民間事業者等に周知します。
- ◆町職員を対象とした「上郡町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を徹底し、わかりやすい情報発信、障がい特性に応じた窓口対応など合理的配慮の提供の取組を推進します。

※1「合理的配慮」とは、障がいのある人から、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。例えば、段差がある場合の簡易スロープを利用した補助や、飲食店で車椅子のまま着座するスペースを空けることなどが挙げられます。

※2「不当な差別的取扱い」とは、障がいがあるという理由だけで、サービスの提供を拒否したり、機会の提供を拒否したり、それらを提供するにあたり場所・時間帯等を制限したりするなど、障がいのない人と異なる取扱いをすることにより、障がいのある人を不利に扱うことです。

#### (2) 障がいに対する理解促進

##### 【施策内容】

##### ① 理解促進のための啓発

- ◆障がい及び障がいのある人に対する町民の理解促進を図るため、広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用した啓発活動に取り組みます。
- ◆障がいのある人が、可能な限り自分の生活を自らの意思で決定できる機会を保障し、自分らしい生活を営むことができるよう、意思決定支援の普及啓発等を行います。

##### ② 福祉教育の推進

- ◆上郡町社会福祉協議会、社会福祉法人愛心福祉会、町内各小学校・中学校等が協力して、点字、手話、車いす、アイマスク等の体験及び施設利用者等との交流を通して障がいについて学ぶ福祉教育を推進します。

### (3) 社会参加と交流の促進

#### 【施策内容】

① 参画と協働の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町の政策や事業などの計画に障がいのある人の視点を取り入れるため、各種審議会・協議会・委員会等への参画を促します。</li> <li>◆障がいのある人の学びと交流の場を提供し、社会参加を促進することを目的として、視覚障がいのある人を対象とした「播磨西青い鳥学級」や聴覚・言語障がいのある人を対象とした「播磨西くすの木学級」を開催します。</li> </ul>
② スポーツ・文化活動を通じた交流の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会や障がい者スポーツクラブ活動等への参加が、生きがいづくりや体力づくり、障がいのある人との交流につながることから、今後も活動を支援します。</li> <li>◆町内で行われるスポーツ・レクリエーション・文化活動に、障がいのある人々の参加を促し、交流の機会の拡充を図ります。</li> </ul>
③ 当事者団体等への支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆上郡町身体障害者福祉協議会、上郡町手をつなぐ育成会、ほっと・みのり家族会、上郡町障がい者問題懇話会等の当事者団体と情報交換する場を設けるとともに、その活動を支援します。</li> </ul>
④ 選挙等における配慮
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆点字、音声等による候補者情報の提供等、障がい特性及び障がいのある人の生活実態等に応じた情報の提供に努めます。</li> <li>◆投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置、点字投票、代理投票、不在者投票制度等の実施により、障がいのある人の円滑な投票を図ります。</li> </ul>

### (4) ボランティア活動の促進

#### 【施策内容】

① ボランティア活動の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座を開催したり、各種研修会への参加を促進して、ボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。</li> <li>◆住民に対し、広報誌等でボランティア活動団体を紹介するなどボランティア活動への参加を促します。</li> </ul>

## 基本目標 2 自立生活の支援

### (1) 相談・情報提供体制への取組

#### 【施策内容】

<b>① 総合的な相談体制の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆総合的な相談支援及び関係機関等と連携した地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保に努めます。</li><li>◆上郡町障がい者相談支援センターにおいて、障がいのある人やその家族の個別の相談を受け付けます。</li><li>◆障がいのある人が同じ障がいのある人の相談に応じるピアカウンセリングの実施に向けて検討します。</li></ul>
<b>② 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆精神障がいのある人にも対応した重層的な地域包括ケアシステムは「<u>にも包括</u>」という略称で呼ばれています。精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、保健、障がい、介護等の関係者が参加する精神保健ケア会議を開催し、地域移行等に向けた情報共有、関係機関との連携強化を図ります。</li></ul>
<b>③ 障がい者相談員活動</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆障がいのある人の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう、障がい者相談員が行政とのパイプ役になります。</li></ul>
<b>④ 情報内容及び提供方法の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆障がいのある人に対して、障がいの種別や程度に応じた情報が届くように、各種申請の受付や手続きが利用者にわかりやすく伝わるよう「障がい福祉のしおり」を作成し、手帳の交付時に配布します。また、見やすさや読みやすさに配慮して、ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）を使用します。</li><li>◆広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等で障がい福祉に関する情報を提供します。</li></ul>
<b>⑤ コミュニケーション手段の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆聴覚、音声・言語機能の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に手話奉仕員等を派遣する「手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業」を佐用町と共同で実施します。</li><li>◆西播磨3町で、聴覚に障がいある人の円滑な意思疎通に必要な手話奉仕員を養成するため、西播磨福祉地区手話奉仕員養成講座等を実施します。</li><li>◆障がいのある人の意思疎通の支援を図るため、日常生活用具として「情報・意思疎通支援用具」を給付します。</li></ul>

## (2) 福祉サービスの提供

### 【施策内容】

① 障害福祉サービス等の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆居宅での食事や入浴、排泄等の介護や通院時における移動中の介護を行う居宅介護や重度訪問介護により、重度の人を含めた障がいのある人の居宅での生活を支援します。サービスの実施にあたっては、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。</li> <li>◆障がいのある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護、就労継続支援、短期入所などの充実を図ります。サービスの実施にあたっては、利用者のニーズに対応できるように事業所の確保等に努めます。</li> <li>◆障がいがある人が親亡き後も住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、グループホームや生活介護、短期入所施設の確保に向け、障害福祉サービス事業者等へ働きかけを行います。</li> </ul>
② 障害福祉サービスの質の確保・向上
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいのある人が個々の状況に応じた適切なサービスが受けられるように、相談支援専門員の質の向上と人的確保に努めます。</li> <li>◆福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、解決の援助を行う県福祉サービス運営適正化委員会に関する周知を図り、利用者の権利を擁護することで、サービスを適切に利用できるよう支援します。</li> <li>◆障害福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、障害福祉サービスや相談支援を提供する者の育成を目的とした各種養成研修への受講を勧奨します。</li> <li>◆福祉サービスを支える人材の確保のため、事業所、ハローワーク等との連携を密にするとともに、上郡町福祉資格取得助成事業の周知・活用を図ります。</li> </ul>
③ 介護保険制度等との調整
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害福祉サービスと介護保険サービスを総合的に組み合わせ、より効果的なサービスを提供できるよう努めます。</li> <li>◆地域包括支援センターと連携し、障害福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行できるよう努めます。</li> </ul>

### (3) 経済的支援

#### 【施策内容】

<b>① 年金・各種手当等</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当、特別児童扶養手当等の制度について周知を図り、対象者に受給を促します。</li><li>◆親や介護者が亡くなった場合等に、障がいのある人の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度について周知を図り、加入を促進します。</li></ul>
<b>② 日常生活用具購入費等の助成</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆補装具の購入・修理費用や日常生活用具の購入費用を助成します。</li><li>◆高齢者や障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、既存住宅のバリアフリー化等の改造に要する経費の一部を助成する「上郡町人生いきいき住宅助成事業」を実施します。</li></ul>
<b>③ 医療費等の負担軽減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆自立支援医療費の給付により、医療費の負担を軽減します。</li><li>◆重度障害者医療費助成事業及び高齢重度障害者医療費助成事業を実施して、障がいのある人の医療費の自己負担の一部を助成します。</li></ul>
<b>④ 公共料金や公共交通機関運賃等の割引の周知</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆「障がい福祉のしおり」等を活用し、障がいのある人に対するNHK放送受信料の減免、有料道路やJR運賃の割引制度など各種制度の周知と利用促進を図り、障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減につなげます。</li><li>◆上郡町のコミュニティバス（愛のり号）で障がい者割引が利用できることを周知します。</li></ul>

## (4) 就労支援

### 【施策内容】

① 一般就労に向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般就労を希望する人に、働くために必要なスキルを身につけるトレーニングや、就職活動のサポートを受けることができる就労移行支援の利用を促進します。</li> <li>◆職場において、障がいのある人の特性にあった仕事の仕方や職場の人とのコミュニケーションの取り方などを助言・提案するジョブコーチ支援制度を活用する企業が増えるよう普及を図ります。</li> <li>◆法定雇用率を達成するよう、ハローワークや関係機関と連携し、町内にある民間企業や事業主に対し法定雇用率の達成や雇用・就労環境の改善を働きかけます。</li> <li>◆障がいのある人の雇用促進を図るためにハローワーク、特別支援学校、企業、施設などのネットワークを構築し、情報を共有しながら、就労を促進する体制の整備を進めていきます。</li> </ul>
② 福祉的就労の支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般就労が困難な障がいのある人が、それぞれの状況に応じて働くことで収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業等の多様な働く場の確保に努めます。</li> <li>◆障害者優先調達推進法に基づき、町が率先して就労継続支援事業所等からの物品・役務の提供を受けられるよう取り組みます。</li> </ul>

## (5) 権利擁護の推進

### 【施策内容】

① 権利擁護事業及び成年後見制度の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆上郡町社会福祉協議会において、知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力に不安のある人が地域で安心して生活できるよう、「福祉サービスの利用援助」「日常の金銭管理」「通帳などの預かり」サービスを行う日常生活自立支援事業を引き続き実施します。</li> <li>◆成年後見制度を必要とする人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、3市3町の共同で開設した「西播磨成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及や利用促進、専門職による相談支援、市民後見人の養成・支援を行います。</li> </ul>
② 障がい者虐待防止の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関の協力体制の強化を図ります。</li> <li>◆障がい者虐待の防止について、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等により周知・啓発を行い、虐待の早期発見と早期対応に努めます。</li> </ul>

## 基本目標3 保健・医療体制の確保

### (1) 保健・医療体制等

#### 【施策内容】

<b>① 疾病の予防</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆特定健康診査や各種がん検診等の受診率の向上を図るため受診勧奨に努めるとともに、医療機関、福祉機関と連携し、特定保健指導等の事後指導の強化を図ります。</li><li>◆内部障害の発生を未然に予防するため、住民の健康づくり意識の高揚に努めるとともに、地域や家庭における住民による主体的・自主的な健康づくり活動を支援します。</li><li>◆心の健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業等と連携し、相談等のサポート体制の充実を図ります。</li></ul>
<b>② 母子保健事業の継続</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆親子健康手帳の交付時に、保健師、栄養士による個別指導を実施し、妊娠状況・生活状況・家庭状況等を確認し、早産・妊娠中毒症等の母子に対する障がいの予防に努めるとともに、ハイリスク妊婦（若年、高年初産等）に関しては、検討会での結果に基づき今後の支援につなげます。</li><li>◆「1歳6ヶ月児健診」と「3歳児健診」において、運動機能、視聴覚機能、精神発達の状態を早期に把握し、保護者の理解のもとに適切な支援につなげます。</li></ul>
<b>③ 身体機能維持対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆医療機関等による通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションの利用促進を図り、地域での医学的リハビリテーションを推進します。</li><li>◆福祉サービスと医療の両面に通じた社会福祉士の確保に努めます。</li></ul>
<b>④ 難病保健・福祉対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆難病患者などの療養生活を支援するため、福祉・保健・医療のサービスを効果的に提供できるように、赤穂健康福祉事務所と連携した支援体制の確立を図ります。</li></ul>
<b>⑤ 医療体制の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>◆地域の需要と要望に応えるため、専門知識を持つ医師及び看護師の確保を図り、より高度な医療サービスの提供ができる医療体制づくりを働きかけます。</li><li>◆西播磨医療圏域内の病院で、夜間、休日の第2次救急医療体制を実施します。</li></ul>

## 基本目標4 障がいのある子どもの支援体制づくり

### (1) 療育の推進

#### 【施策内容】

① 療育事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆早期療育の支援体制の充実を図るため、保健・療育・教育の各分野間の連携により、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士の参加による相談内容・状況等の報告を行い、情報交換・協力体制づくりを推進します。</li> <li>◆身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援等の事業を推進します。</li> </ul>
② 保育体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいのある乳幼児が安全に安心して保育を受けられるよう、町内の認定こども園等の施設整備に努めます。</li> <li>◆町内の認定こども園等において、障がいのある子どもの受け入れや職員等の充実を図るとともに、障がいのある子どもの健やかな発達を支援できるよう、保育士及び保育教諭の専門性の向上を図ります。</li> </ul>

### (2) 特別支援教育等の推進

#### 【施策内容】

① 関係機関との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認定こども園、小中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施、個別の教育支援計画の策定等の取組を行います。</li> <li>◆特別な支援が必要な子どもに対して個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導の方法や内容の工夫に努め、学校園全体の支援体制の整備充実を図ります。</li> <li>◆障がい児が幅広く進路を選択できるように、進路指導者を中心にした関係機関との交流を実施します。</li> <li>◆就学前の子ども一人ひとりに応じた適切な相談と就学指導を行うために、就学前健診や教育支援委員会による調査、教育相談を実施します。</li> <li>◆障がいのある子どもに対する支援体制の整備を促進するため、教育支援委員会の中で関係機関が集まり、幅広いネットワークにより、対象となる子どもの支援に取り組みます。</li> <li>◆障がいの有無に関わらず、同じ場で共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育）に取り組み、小・中学校、特別支援学級、通級におけるそれぞれの指導環境の整備を図ります。</li> </ul>

- ◆特別支援学級の児童生徒が一部の授業を通常の学級で受ける「交流及び共同学習」や、特別支援学校の児童生徒が居住地の小中学校の学級に副籍を置く居住地校交流により、共に学んでいる実感や地域とのつながりが得られるよう取り組みます。
- ◆障がいのある児童の豊かな人間形成と将来の社会参加を促進するとともに、地元の園児、児童、生徒が障がいのある人に対する理解を深め、共に生きていくまちづくりを担う社会人に成長することをめざし、交流教育を推進します。

## ② 施設・設備の改修の促進

- ◆特別な支援を必要とする障がいのある子どもが安全に安心して就学できるよう必要な施設整備に努めます。

### (3) 障がい児福祉サービスの推進

#### 【施策内容】

#### ① 障害児通所支援事業の推進

- ◆障がいのある児童生徒が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、児童発達支援の提供に努めます。
- ◆放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を支援する放課後等デイサービス等の実施を促進します。

#### ② 医療的ケア児への対応

- ◆医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どもについて、専門コーディネーターを配置し、福祉・医療関係者が連携した支援体制を構築できるよう検討します。

## 基本目標5 共に支え合うまちづくり

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### 【施策内容】

① ユニバーサル社会づくりの推進
◆「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等の整備・改修の際は、全ての人々が利用しやすい視点に立ってバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
② 障がい者マークの普及啓発
◆障がいのある人、高齢者、妊娠中の人等が周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えるための障がい者マーク等の周知を推進します。

### 障がいに関するさまざまなマーク

	<p><b>障がい者のための国際シンボルマーク</b></p> <p>障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全てを対象としたものです。</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
	<p><b>身体障がい者標識</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p><b>耳マーク</b></p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障がいのある人は見た目には分からないために、社会生活上の不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。</p>

## (2) 移動手段の整備

### 【施策内容】

#### ① 外出支援の促進

- ◆町内を運行するコミュニティバス（愛のり号）や予約型乗合タクシー（ほほえみ）、上郡町と赤穂市を結ぶ圏域バス（ていじゅうろう）、上郡町とたつの市を結ぶ圏域バス（てくてくバス）等を運行します。
- ◆通院や日常の買い物等に移動手段がなく外出が困難な高齢者や障がいのある人等に対して、タクシー運賃を助成する上郡町外出支援サービス事業を継続して実施します。
- ◆地域における自立生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がいのある人が安心して外出できるよう、ガイドヘルパーによる移動支援事業を促進します。

## (3) 災害時の支援体制の整備

### 【施策内容】

#### ① 避難体制の整備

- ◆災害時に備えて、自力での避難が困難な要配慮者に関する情報を平常時から把握するため、避難行動要支援者名簿の登録を進め、自治会等に名簿を提供することで個別避難計画の作成を促し、避難行動要支援者に対する情報提供、避難支援、安否確認の体制の整備、避難訓練の実施等をめざします。

#### ② 避難所の整備

- ◆高齢者や障がいのある人等の避難所での生活について配慮するとともに、福祉避難所の確保や必要とされる物品等の備蓄に努めます。

## (4) 防犯対策の推進

### 【施策内容】

#### ① 防犯対策の推進

- ◆高齢者や障がいのある人を狙った詐欺や悪質商法等の被害にあわないよう、広報誌、ホームページ等での周知・啓発に努めるとともに、問題が生じた場合には、消費生活センター等との連携により相談体制の充実を図ります。
- ◆ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がいのある人が在宅で安心して生活できるよう、広報誌、ホームページ等で「安心見守りコール」の周知に努めるとともに、民生委員児童委員と連携して、設置希望者の円滑な利用を推進します。

## 第3部

第7期上郡町障がい福祉計画・  
第3期上郡町障がい児福祉計画



# 第1章 国の基本指針とサービス体系

## 1. 国の基本指針

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、令和5年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

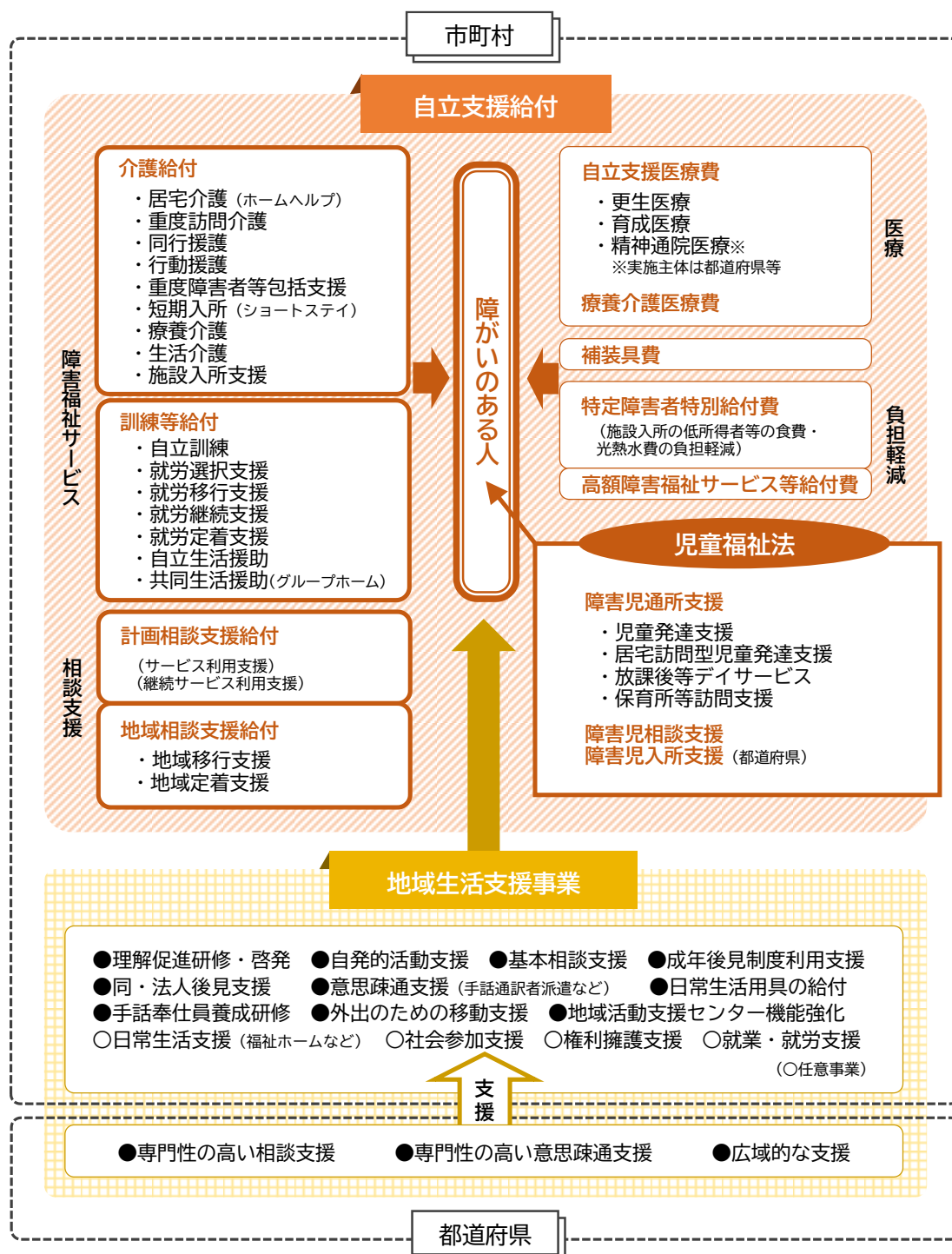
### 基本指針の主な概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障がいのある人等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障がいのある人等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

## 2. 障害福祉サービス等の体系

「障害福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



## 第2章 基本指針に基づく目標値

### 1. 成果目標及び目標値

障がいのある人等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>● 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。</li> </ul>
--------	--

国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を進めるとともに、施設入所者数を削減する目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がいのある人で、家族も高齢化していることが多く、地域移行については、関係機関等と連携して見極めを行い、地域移行に向けた支援に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	0人	2人
施設入所者数の削減見込	0人	2人

## (2) 地域生活支援の充実

### ① 地域生活支援の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</li> </ul>
--------	---

国の基本指針に基づき、コーディネーターを配置するとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	1人
運用状況の検証・検討	1回/年	1回/年

### ② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</li> </ul>
--------	---

国の基本指針に基づき、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	未実施	実施

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</li> <li>そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。</li> </ul>
--------	---

国の基本指針に基づき、令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の目標値を設定します。

項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
一般就労への移行者数	移行支援事業	1人	2人
	就労継続支援A型	1人	2人
	就労継続支援B型	0人	1人

#### ② 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。【新規】</li> </ul>
--------	---

国の基本指針に基づき、次のとおり目標値を設定します。

項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人

※国の基本指針に示されている「就労移行支援事業所」が町にはないため、それらに関連する目標の設定については割愛します。

## (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。(地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)</li> </ul>
--------	--

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、国の基本指針に基づき、圏域内にある「児童発達支援センターたんぽぽ」に継続して委託できるよう努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

### ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】</li> </ul>
--------	--

国の基本指針に基づき、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
保育所等訪問支援を実施する事業所数	0か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	未実施	実施

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</li> </ul>
--------	---

国の基本指針に基づき、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に1か所以上確保できるように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0か所	1か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</li> </ul>
--------	---

国の基本指針に基づき、医療的ケア児支援のため、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	0か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	1人

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</li> <li>● 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。</li> </ul>
--------	--

国の基本指針に基づき、総合的な相談支援及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	未実施	実施
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	未実施	実施
自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な体制の確保	未実施	実施

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</li> </ul>
--------	--

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、龍野健康福祉事務所と連携して助言や指導を行う体制を構築するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	有	継続

## 第3章 障害福祉サービス等の見込量について

### 1. 障害福祉サービスの実績及び見込量

国の基本指針に基づく活動指標のうち、障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれています。それぞれのサービスについて、国の基本指針に基づき、実績値を踏まえた見込量と確保策を以下の(1)～(4)の項目で設定します。

また、障害福祉サービスの施策を充実させる環境づくりとして、国の基本指針に基づき、見込量と確保策を以下の(5)～(8)の項目で設定します。

#### (1) 訪問系サービス

項目	内容
居宅介護	障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する人に対し、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動が困難な視覚障がいのある人に対し、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人で、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思疎通に著しい困難を伴う人に対し、居宅介護など複数サービスを包括的にを行います。

## ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	15	17	20	22	25	28
	時間/月	238	265	327	386	456	539
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	3	4	4	4	5	5
	時間/月	87	98	98	112	128	147
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込量について

居宅介護については、障がいのある人が、住み慣れた地域で生活していくために必要なサービスであり、今後、地域移行を推進していくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

同行援護についても、実績が増加傾向にあることから、増加で見込むこととします。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、実績がないため見込量をゼロとしていますが、必要時には圏域を含め、適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

項目	内容
生活介護	常時介護が必要とする人に対し、日中に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能の維持・向上の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	一般就労等を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	雇用契約を締結し、就労の場の提供とともに知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労の場の提供とともに、就労に必要な知識・能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人を対象に、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導、助言等を行います。
療養介護	長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人等を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気等の場合、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	56	57	56	56	56	56
	人日/月	1,099	1,105	1,107	1,107	1,107	1,107
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	21	20	20	20	19	19
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	19	22	22	22	22
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	0	0
就労移行支援	人/月	2	1	3	3	3	3
	人日/月	45	20	60	60	60	60
就労継続支援A型	人/月	8	10	10	10	11	11
	人日/月	171	210	214	220	227	233
就労継続支援B型	人/月	65	70	73	75	76	78
	人日/月	1,068	1,141	1,240	1,276	1,313	1,351
就労定着支援	人/月	0	1	1	1	1	1
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所	人/月	4	5	7	7	8	8
	人日/月	72	55	97	111	127	145

## ■見込量について

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、療養介護については、利用者の増減が少ないことから、令和5年度の実績見込と同程度で見込むこととします。

就労選択支援については、令和7年度から始まる障害福祉サービスで、現時点において利用ニーズが見込みづらいため、サービス量は見込んでいませんが、今後の国の動向を踏まえ、適切な利用につながるよう支援します。

就労継続支援A型については、実績が増加していることから、増加で見込むこととします。

就労継続支援B型については、居場所的な側面をもつサービスでもあることから、年々利用者が増加している状況で利用ニーズも多いことを踏まえ、増加で見込むこととします。

短期入所については、利用者が増加しており、介護者の日々の介護負担の軽減が図られ、利用ニーズも多いことを踏まえ、増加で見込むこととします。

### (3) 居住系サービス

項目	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がいのある人を対象に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時相談等の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他日常生活の支援を行います。

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23	23	23	23	24	25
(うち重度障がい者)	人/月	0	0	1	1	1	1
施設入所支援	人/月	31	34	34	34	33	32

#### ■見込量について

自立生活援助については、実績がないため見込量をゼロとしていますが、必要時には圏域を含め、適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。

共同生活援助(グループホーム)については、地域生活への移行を進めていくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

施設入所支援については、退所する人がいる一方で、新規に入所する人もいるため、利用実績の増減は少ない状況ですが、令和8年度末までに2人削減を目標にしていることを踏まえ、減少で見込むこととします。

## (4) 相談支援

項目	内容
計画相談支援	障がいのある人が適切なサービス利用のために、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。
地域移行支援	施設に入所する障がいのある人及び入院中の精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	36	40	46	49	52	55
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

### ■見込量について

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するためには必須であり、障害福祉サービスの利用者が増加傾向であることを踏まえ、増加で見込むこととします。

地域移行支援、地域定着支援については、サービス量としては見込みづらいですが、施設に入所している人や長期入院している精神障がいのある人に対して、基幹相談支援センターを中心に関係機関等と連携して、地域生活へ移行するための支援体制の確保に努めます。

## (5) 発達障がいのある人等に対する支援

### ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数（保護者）	人/年	0	0	0	0	0	0
実施者数（支援者）	人/年	0	0	0	0	0	0

#### ■見込量について

ペアレントトレーニングとは、発達障がいのある子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、子どもへのかかわり方や心理的ストレスの改善等をめざす家族支援のアプローチの一つです。また、ペアレントプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がいのある子どもに限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講者数について、実績がないため見込量をゼロとしています。県等が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラムを周知し、参加を促していきます。

### ②ペアレントメンターの人数

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	0

#### ■見込量について

ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもを育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、それまでの育児経験を活かした助言や情報提供を行う支援施策です。

実績がないため見込量をゼロとしています。ペアレントメンターに関する周知を行い、その活動を支援していきます。

### ③ピアサポートの活動への参加人数

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	2	2	2	2	2	2

#### ■見込量について

ピアとは「仲間・対等」という意味を表す言葉で、障がいのある人が、自分の体験を活かして他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として地域で交流することを「ピアサポート」と言います。

ピアサポート活動については、日常生活のなかで直面する悩みについて、同様の立場にある障がい者相談員が相談に応じ、助言を行うピアカウンセリングを継続して行います。

## (6) 精神障がいのある人に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

項目		内容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域移行支援		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域定着支援		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の共同生活援助		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の自立生活援助		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

## ①保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

### ア 協議の場の開催回数

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回/年	1	1	1	1	1	1

#### ■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場として、保健・医療・福祉関係者等が参加する精神保健ケア会議を毎年度1回開催し、地域移行の支援に向けて取り組めます。

### イ 協議の場への関係者の参加者数

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係者	人/年	2	3	3	3	3	3
医療機関	精神科	2	3	5	5	5	5
	精神科以外	0	0	2	2	2	2
福祉関係者	人/年	2	2	2	2	2	2
介護関係者	人/年	2	2	2	2	2	2

#### ■見込量について

精神保健ケア会議の参加者については、令和5年度と同様の人数を見込んでいますが、各協議の内容や状況により、町内の訪問看護や福祉サービス事業所等新たなメンバーの参加を促し、地域移行に向けた協議の活性化に努めます。

ウ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

精神保健ケア会議において、毎年度1回、目標設定及び評価を実施します。

②精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人の地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
精神障がいのある人の地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人の共同生活援助	人/月	8	6	5	5	5	6
精神障がいのある人の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込量について

精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援については、サービス量としては見込みづらいですが、長期入院患者の退院に向けて、基幹相談支援センターを中心に関係機関等と連携して、地域生活へ移行するための支援体制の確保に努めます。

共同生活援助については、地域生活への移行を進めていくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

## (7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

項目	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

### ①基幹相談支援センターの設置

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	無	無	無	有

#### ■見込量について

令和8年度末までに、総合的な相談支援及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員の配置に努めます。

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	0	0	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	0	0	0	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	0	0	0	0	0	1

■見込量について

基幹相談支援センターの設置に合わせて、専門的な指導・助言件数や人材育成の支援件数、連携強化の取組実施回数、個別事例の支援内容の検証実施回数、主任相談支援専門員の配置数を見込むこととします。

### ③自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1
事例検討参加事業者・機関数	事業者・機関数	0	0	0	4	4	4
自立支援協議会の専門部会の設置数	部会設置数	0	0	0	0	0	0
自立支援協議会の専門部会の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	0

#### ■見込量について

自立支援協議会や重層的支援体制整備事業における多機関協働による重層的支援会議において、相談支援事業所の参画による事例検討を行い、地域のサービス基盤の開発・改善に取り組めます。

本町は小規模自治体のため、専門部会は設置せず、全体の会議で地域課題の検討等を行うこととします。

## (8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員のスキルアップと事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

項目	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

### ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	2	4	9	9	9	9

#### ■見込量について

兵庫県及び関係機関等の研修へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。

## ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

### ■見込量について

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所が請求にあたって注意すべき点を周知するなど、事業所の事務負担を軽減することにより、障害福祉サービス等の質の向上につなげます。

## 2. 地域生活支援事業の実績及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、本町では次の各事業の見込量を設定することとします。

### ■上郡町が実施する地域生活支援事業

項目	事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	手話奉仕員養成研修事業
	日常生活用具給付等事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任意事業	日中一時支援事業
	社会参加促進事業

## (1) 必須事業

### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障がいのある人の理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

#### ■見込量について

障がい及び障がいのある人に対する理解促進は、障がいのある人が、地域で生活を送るための重点課題であることから、障がいへの理解を深めるための研修・啓発事業の実施に取り組めます。

### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等により行われる自発的な活動を支援するため、その活動を行う団体等に対して補助金を交付する制度です。

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

#### ■見込量について

自発的活動支援事業の周知に努め、活動を行う団体等を支援します。

### ③ 相談支援事業

#### 【障害者相談支援事業】

障がいのある人の就労、生活支援等の問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言等の支援を行います。

#### 【基幹相談支援センター】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行います。

#### 【基幹相談支援センター等機能強化事業】

基幹相談支援センターに専門職の配置、地域の相談機関への連携強化の取組、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等を行います。

#### 【住宅入居等支援事業】

一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

### ■見込量について

障害者相談支援事業は、高い専門性・即応性・継続性が求められることから、引き続き町内の相談支援事業所に委託して、関係部署や関係機関と連携を図り、ニーズに合わせた相談支援を行います。

基幹相談支援センターの設置にあわせて、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業の実施に努めます。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人に代わって、町長が申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用や後見人等への報酬の助成を行います。

##### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

##### ■見込量について

成年後見制度利用支援事業については、令和6年度から報酬助成の対象者を拡大することから、増加で見込むこととします。

また、西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら、知的障がい、精神障がいのある人の成年後見制度の利用を支援し、本人が希望する自立した日常生活を営むことができるよう取り組みます。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

##### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

##### ■見込量について

令和5年度までの実績がないため見込量をゼロとしていますが、圏域を含め、法人後見を実施できる団体への働きかけを行います。

## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能の障がいのため、コミュニケーションを図ることに支障がある人に対して、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	4	5	3	3	3	3

### ■見込量について

手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業は、令和5年度実績見込みと同程度で見込むこととします。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

コミュニケーションを図ることに支障がある人の支援のため、手話奉仕員養成研修を実施し、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	1	1	1	1	1	1

### ■見込量について

登録見込者数は1人としていますが、西播磨3町で実施している西播磨福祉地区手話奉仕員養成講座は継続して行います。

## ⑧ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

種類	内容
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置小規模な住宅改修を伴うもの

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	0	2	2	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	5	3	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	1	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	270	269	289	288	280	276
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件/年	0	0	0	0	0	0

### ■見込量について

各用具について、これまでの利用実績を踏まえて見込量を算出することとし、日常生活において必要なサービスが提供できるように努めます。

居宅生活動作補助用具（住宅改修）については、65歳以上の人が住宅改修を行う場合は介護保険制度を利用するため見込量をゼロとしています。65歳未満の人が住宅改修等を希望する場合には、適切な支援が行き届くよう努めます。

## ⑨ 移動支援事業

屋外で移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び余暇活動などへの社会参加を促進します。

## ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	9	9	12	12	12	12
	時間/年	797	531	888	888	888	888

## ■見込量について

令和5年度の実績見込を踏まえ、同程度で見込むこととします。

## ⑩ 地域活動支援センター事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいのある人の地域における日中活動の支援を行います。

## ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

## ■見込量について

地域活動支援センターについては、実績がないため見込量をゼロとしています。必要時には圏域を含め、適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。

## (2) 任意事業

### ① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息を目的として実施します。

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	6	5	5	5	5	5
	日/年	97	142	144	144	144	144

#### ■見込量について

利用者に大きな増減が見られないため、令和5年度の実績見込と同程度で見込むこととします。

### ② 社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を促進することを目的として事業を実施します。

#### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	0	0	41	40	40	40
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	2	3	1	2	2	2

#### ■見込量について

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、令和5年度の実績見込と同程度で見込むこととします。

自動車運転免許取得・改造助成事業については、利用件数に大きな増減が見られないため、令和5年度と同程度で見込むこととします。

## 第4章 障がい児福祉サービスの見込量について

### 1. 障がい児福祉サービスの実績及び見込量

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本町では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本町における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込量を設定します。

#### （1）障害児通所支援

項目	内容
児童発達支援	主に就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを実施し、また、放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

## ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	4	7	8	10	12	14
	人日/月	22	40	64	68	82	95
放課後等デイサービス	人/月	13	10	10	14	14	15
	人日/月	73	52	58	77	77	82
保育所等訪問支援	人/月	1	1	2	3	3	4
	人日/月	1	3	1	2	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込量について

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、令和6年度中に新規事業所が開設する見込であることを踏まえ、増加で見込むこととします。

居宅訪問型児童発達支援については、実績がないため見込量をゼロとしていますが、必要時には圏域を含め、適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。

## (2) 障害児相談支援

項目	内容
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がいのある児童に、障害児通所支援利用計画の作成、見直し等を行い、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

### ■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	4	5	6	8	10	14
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1

### ■見込量について

障害児相談支援については、令和6年度に障害児通所支援事業所が新規開設する見込であることから、増加で見込むこととします。

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制を整備する必要があり、令和6年度から医療的ケア児等コーディネーターを1人配置し、令和7年度以降も1人の体制を維持します。

## 第5章 計画の推進のために

### 1. 計画の推進体制

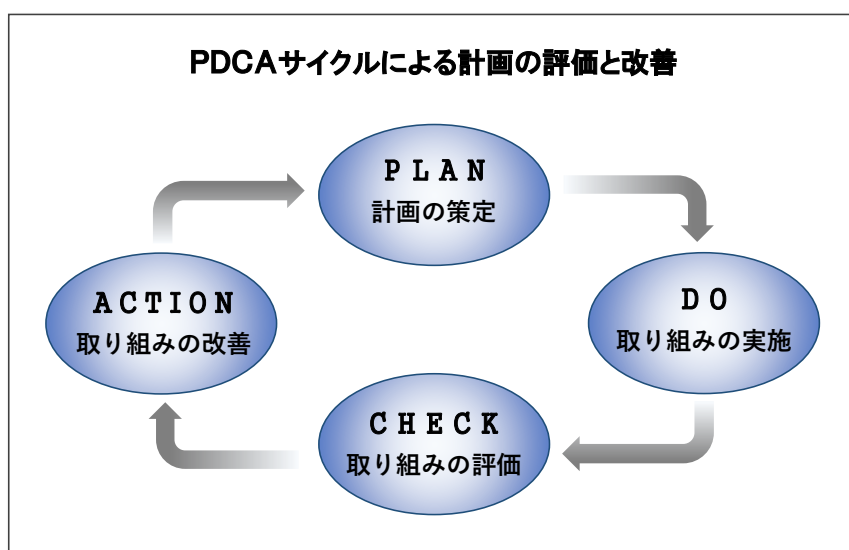
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるように、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

### 2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進行管理及び成果に関する点検・評価については、上郡町地域自立支援協議会を毎年度開催し、進捗状況を報告するとともに事例検討を通じて、地域のサービス基盤の開発・改善に取り組みます。



# 資料

## 1. 計画策定委員会設置要綱

上郡町障がい者計画・上郡町障がい福祉計画及び上郡町障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 11 月 14 日

要綱第 21 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障がい者福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく上郡町障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく上郡町障がい福祉計画並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく上郡町障がい児福祉計画（以下「計画等」という。）を策定するにあたり、広く意見等を聞くため、上郡町障がい者計画・上郡町障がい福祉計画及び上郡町障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 計画等の策定に必要な障がい者（児）等の福祉ニーズの把握と福祉サービスの整備に関すること。
- (2) 計画等の推進及びその調整に関すること。
- (3) その他計画等の策定に必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）15 名以内で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体等の代表
- (2) 福祉・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定をもって満了とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、関係団体、識見を有する者から意見を聞くため、必要があると認めるときは、当該関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成23年6月21日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成25年3月1日要綱第8号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年1月5日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成29年8月9日告示第61号）

この告示は、平成29年8月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則（令和5年6月21日告示第58号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 2. 計画の策定経過

年月日		内 容
令和5年	6月23日	住民アンケート調査の実施（～7月7日まで）
	9月26日	第1回 上郡町障がい者計画・障がい（児）福祉計画策定委員会 (1) 上郡町の前稿の障がい計画について (2) 上郡町の障がい者を取り巻く現状について (3) アンケート調査結果の概要について (4) 現行計画の進捗評価・現状と課題について (5) 上郡町の新たな障がい計画策定に向けて
	12月21日	第2回 上郡町障がい者計画・障がい（児）福祉計画策定委員会 (1) 第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について
	12月28日	パブリックコメント実施（～令和6年1月29日まで）
令和6年	2月6日	第3回 上郡町障がい者計画・障がい（児）福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について
	3月	計画決定

### 3. 上郡町障がい者計画・障がい（児）福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	役 職	氏 名
障がい者 団体等の代表	上郡町身体障害者福祉協議会 会長	森田 徳治
	上郡町手をつなぐ育成会 会長	小谷 亨
	ほっと・みのり家族会 会長	長澤 惇
	上郡町障害者問題懇話会 会長	藤井 秀一
	上郡町民生委員児童委員協議会 会長	中山 敬
福祉・医療 関係者	上郡町社会福祉協議会 事務局長	竹内 盛一郎
	障害者支援施設 愛心園 園長	中川 裕美子
	西播磨圏域コーディネーター	濱本 さとみ
	赤穂郡医師会 理事	三浦 洋
教育関係者	上郡町認定こども園 代表	竹内 寿恵
	兵庫県立西はりま特別支援学校 校長	柳田 聖香
関係 行政機関	龍野公共職業安定所相生出張所 統括職業指導官	祐尾 元秀
	赤穂健康福祉事務所 地域保健専門員	八木 ゆかり
	上郡町教育委員会 教育推進課長	竹内 澄子

## 4. 用語の説明

ここでは、本編で記載している用語について説明しており、ページ数はその用語が最初に記載されているページを示しています。

### あ行

#### 一般就労 (P. 32)

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。

#### インクルージョン (P. 31)

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念。

### か行

#### 基幹相談支援センター (P. 38)

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談などの業務を総合的に行うことを目的とする機関。

#### 共生社会 (P. 5)

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会。

#### 権利擁護 (P. 3)

障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理人として、財産管理や契約行為などの権利行使を支援すること。

### さ行

#### 児童福祉法 (P. 3)

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目的とする法律。

#### 社会的障壁 (P. 3)

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもののこと。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない

習慣や文化など)、観念（障がいのある人への偏見など）など。

### **障害者基本計画（P.5）**

障害者基本法の規定に基づき、障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため国が策定する、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画。

### **障害者基本法（P.3）**

障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

### **障害者差別解消法（P.3）**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成25年6月に制定（平成28年4月施行）され、主に、障がいを理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどが定められている。

### **障害者自立支援法（P.3）**

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

### **障害者総合支援法（P.3）**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成24年6月に制定され、従来障害者自立支援法の一部改正した法律。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスなどを総合的に行うこと、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

## 障害者権利条約（P.4）

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置などについて定める条約。

## 障害福祉サービス（P.7）

障害者総合支援法の規定により、障がいのある人の障がい程度や状況などを踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。

## 自立支援協議会（P.56）

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療などの関連する分野の関係者から組織されたもの。

## 成年後見制度（P.3）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

# た行

## 地域生活支援事業（P.7）

障害者総合支援法の規定に基づき、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう行う事業であり、地域の実情に応じ、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定する。

## 地域包括ケアシステム（P.3）

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

# な行

## 難病（P.3）

特定疾患治療研究事業対象疾患ともいい、原因が不明で、治療方法が確立されていない疾患のこと。

## は行

### バリアフリー (P.4)

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるためにさまざまな障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、そして差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面。

### 福祉的就労 (P.32)

障がいなどの理由により一般企業などで働くことが困難な人が、障害福祉サービス等の福祉施策を利用して就労すること。

## ま行

### 民生委員児童委員 (P.8)

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行うもので、都道府県知事などの推薦により厚生労働大臣が委嘱する。児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し、サービスの適切な利用に必要な情報の提供など児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うもの。

## や行

### ヤングケアラー (P.6)

家族の介護・看病・世話などについて、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものこと。

### ユニバーサルデザイン (P.8)

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## ら行

### ライフステージ (P.23)

人生のライフサイクルにおける状況の段階を区分したもの。

---

第4次上郡町障がい者計画・  
第7期上郡町障がい福祉計画及び第3期上郡町障がい児福祉計画

発行：上郡町役場  
編集：健康福祉課 地域福祉係

住所：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地  
TEL：0791-52-1114 FAX：0791-52-6015

発行年月：令和6年3月

---